

武雄市新庁舎情報システム構築業務仕様書

1. 目的

武雄市新庁舎情報システム（以下「システム」という。）は、武雄市新庁舎の高度な職務遂行機能と利用者の利便性を高めるために構築するものである。

本仕様書において、システム構築業務に必要な事項を定める。

2. システム構築予定期間

契約の日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。ただし、履行期間内に業務を完了することができない正当な理由があるときは、その理由を明示した書面の提出により、履行期間の延長変更を請求することができるものとする。

3. システム運用期間

平成 30 年 5 月から平成 35 年 3 月 31 日までとする。ただし、武雄市とシステム構築事業者との間で合意した場合は、運用期間を延長することができるものとする。

4. 構築条件

(1)構築場所

佐賀県武雄市武雄町大字昭和 12 番地 10 武雄市役所(新庁舎)地内

(2)構築すべきシステムの概要

別紙「武雄市新庁舎情報システム構築業務 システム基本仕様書」（以下「基本仕様書」という。）及び「武雄市新庁舎情報システム構築業務 機器・作業特記仕様書」（以下「特記仕様書」という。）に基づく。

(3)業務の範囲

本業務の対象は新庁舎の 1・2・3・4・6 階に整備する新庁舎情報システムとする。

以下については本業務の対象外とする。

- ・新庁舎 5 階に敷設する情報ネットワークシステム
- ・出先部署のネットワーク機器及び設定
- ・外部（杵藤電子計算センター、インターネット、LGWAN 等）と接続するための通信回線整備

5. 委託する業務内容

受託者は、本仕様書、基本仕様書及び特記仕様書に基づいて実施するシステム構築に係る以下の業務を行うこと。

- ・システム構築に必要な各種文書の作成。
- ・システム構築に必要な詳細設計及びコンサルティング。
- ・システム構築に必要な機器、機材等の調達。
- ・システム構築に必要な機器等の設置、設定作業、動作確認、運用テスト、総合テスト。
- ・構築したシステムの運用に必要な各種文書の作成及び運用要員に対する研修の実施。

6. その他

(1)管理責任者の配置

システム構築に係る管理責任者を定め、業務の全般にわたり業務管理を行うこと。

(2)秘密の保持

受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。

(3)損害賠償

受託者が業務の実施に伴い、第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその損害を賠償しなければならない。

(4)疑義

本仕様書及び特記仕様書に定めのない事項については、必要に応じて市と受託者が協議して定める。また、システムの円滑な構築・運用を図るため、協議後は記録簿を作成し、相互に確認することとする。